

公 告

令和6年度の任意継続被保険者の標準報酬月額は、健康保険法第47条の規定により、令和5年9月30日現在の当組合全被保険者の平均標準報酬月額、若しくは当該被保険者の資格喪失時の標準報酬月額のいずれか低額の方が適用される。

令和5年9月30日現在の当組合全被保険者の平均標準報酬月額を下記のとおり公告する。

また、健康保険法第165条に規定する保険料を前納する場合の納付すべき額は別紙のとおりであるので併せて公告する。

愛知県信用金庫健康保険組合
理事長 竹田 知 史



記

1. 標準報酬

標準報酬月額 360,000円(354,672円)

2. 適用期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

以 上